

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関するよくあるご質問

給付対象者について

この給付金は新たに実施されるものですか

国のコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、真に生活に困っている市民への支援措置の強化として、令和4年度に新たに住民税均等割が非課税となった世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付するものです。

給付対象となるのはどのような世帯ですか

基準日(令和4年6月1日)時点で本市に住民登録があり、新たに世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税となった世帯です。
ただし、既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯(未申請又は支給を辞退した世帯を含む。)又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は対象外となります。

一度、臨時特別給付金を受給したのですが、今回の給付金も受給できるのですか

既に令和3年度住民税非課税、家計急変世帯に対する給付金を受給された世帯(未申請又は支給を辞退した世帯を含む。)又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は対象外となります。

令和4年度非課税世帯ですが、令和4年12月11日以降に転入した場合、確認書が送られるのですか

世帯の中に、令和3年12月11日以降に本市に転入された方がいる場合は、確認書を送付しておりません。申請書による申請となりますが、給付対象の可能性のある世帯に申請書を送付いたします。なお、既に給付金を受給されている場合は対象外となります。

申請書が送付されたのですが、申請するにあたっての要件等はあるのですか

基準日(令和4年6月1日)に本市に住民登録があり、世帯全員が住民税均等割が非課税である場合であっても、世帯の中に、令和4年12月11日以降に本市に転入された方がいる場合、給付対象の要件を一部、確認できないことから、確認書ではなく、申請書を送付いたします。
給付要件に全て合致した場合は申請できますが、給付金を受給された後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付要件に該当しないことが判明した場合は、給付金の返還を求めらるることとなります。

申請・受給について

手続きは窓口でもできますか

新型コロナウイルス感染症防止の観点から、郵送での提出にご協力をお願いします。

申請期限はいつになるのですか

- ・住民税非課税世帯
確認書の提出期限 令和4年10月14日(金)
- ・家計急変世帯 令和4年9月30日(金)

いずれも当日消印有効

申請は期限内に行ったのですが、書類の不備で再提出を依頼された場合でも申請期限内に再提出しなければいけないのですか

申請期限内に確認書の提出等をいただきましたら、不備による再提出は申請期限後でも可能です。ただし、令和4年11月30日までに再提出がない場合は辞退したものとみなします。

申請書で申請する場合は必ず令和4年度非課税証明書を添付しなければならないのですか

令和4年1月1日時点で本市に住民登録がある場合は、令和4年度非課税証明書の添付は不要です。基準日(令和4年6月1日)時点で本市に住民登録がある世帯のうち、1月2日以降に転入された場合、令和4年度非課税証明書が必要となります。

令和3年中に収入が減少したので、家計急変世帯として給付金の申請をしたいのですが

令和4年6月1日以降は、令和4年1月以降の収入の減少による家計急変が申請の対象となります。令和3年中の収入の減少による家計急変に伴う申請につきましては、令和4年5月31日までとなります。